

左記

一、該社専ら女子工場の経営に自由、専ら女子工場の経営に
 二、社員の待遇に優遇を施すこと
 三、社員の福利に充てること
 以上三項を条件として、該社を承継すること
 昭和四年八月八日
 以上

労務第一四八六号

昭和四年八月八日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿

社會局長 官 殿

各廳 府縣長官 殿

(北海道 青森 大坂 神奈川 兵庫 愛知 静岡 福岡)

東洋モスリン株式會社労働爭議ニ関スル件

4.8.17
681

要旨 (組合) 組合(压迫)ニ對抗スル爲メ婦人監督者一名ノ罷免ヲ迫リ八月七日オ三工場寄宿男女工
 (一) 二四五名 総罷業ヲ決行シタルモ土木精製業者ノ調停ニヨリ即日解決ス

一 爭議發生原因

前田ノ爭議ニ於テ要求ノ大部分ヲ容認セシメタル組合